



# ごみ収集とリサイクルにご協力を！

西貝塚環境センター

TEL 781-9141

FAX 781-9166



「金属・陶器」ごみ収集時で火災に遭った車両

## ■ごみ持ち込みは事前に分別を

12月は大掃除でごみが多くなる月です。毎年年末になると、西貝塚環境センターへの家庭ごみの持ち込みが集中し、順番を待つ車両で長い渋滞が発生します。大掃除を早めにして、ゆとりを持って新年を迎えましょう。

センターへのごみ直接持ち込みに

は、分別の徹底をお願いします。粗大ごみや引越などで一時的に多量のごみが出た場合は、センターへ家庭ごみを直接持ち込めます。この場合、ごみ集積所に出す場合と同様に、ごみの種類ごとに袋に入れるなど、事前に分別してお持ちください。

円滑にごみを受け入れるため、皆さんのご協力をお願いします。

## ■ごみ収集車の火災が発生

ことし4月以降、「金属・陶器」収集日にごみ収集車の火災が4件起きています(写真)。スプレー缶やカートリッジガスボンベの爆発などが原因と思われます。

スプレー缶やカートリッジガスボンベは、必ず最後まで使い切り、中身を空にして、穴を開けてからごみ集積所に出してください。

## ■悪質な廃品回収業者にご注意

軽トラックなどで「不用になった家電製品や家具を回収します」と宣

伝しながら、回収して巡回している業者が増えています。こういった業者者に処分を依頼して、高額な料金を請求された、という苦情や相談が報告されています。

廃棄物にかかわる法律では、不用品を家庭から回収する場合には、「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です。無許可で他人の家庭から出るごみを収集・運搬・処理することは法律で禁止されています。

※家電リサイクル法の対象となっていないものや、家庭用パソコンはメーカーなどが引き取ります。

## ■被害に遭わないために

- ①粗大ごみや家電製品の処分は、市の『家庭ごみ・資源の分別出し方マニュアル』に従ってください。
- ②無許可の廃品回収業者へ簡単に依頼することは、トラブルや不法投棄のもとになりますので、注意してください。
- ③家電リサイクル法の対象となる家電製品(テレビ・エアコン・洗濯機(衣類乾燥機)・冷蔵庫(凍庫)を処分する場合は、購入した販売店または買い替えをする販売店に依頼するか、一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。リサイクル料金や収集・運搬の費用が必要です(メーカーの指定引き取り場所に自己搬入する方法もあります)。

## 粗大ごみ収集の申し込み

最近、「粗大ごみ収集」を希望する皆さんには、予約ができないなどの不便をお掛けしています。

これは、粗大ごみ収集を希望する世帯が増加していることでもあります。西貝塚環境センターのごみ収集業務がごみ収集カレンダーに基づく「定期収集」を主としており、粗大ごみの申し込み枠に限りがあるため生じるものです。

このような状況をご理解いただき、お手数ですが次の方法もご検討をお願いします。

## ●ごみ集積所に出せる物はごみ集積所に

ごみが「粗大ごみ扱い」となるかどうかについては、『家庭ごみ・資源の分別と出し方マニュアル』をご覧ください。不明な場合はセンターへお問い合わせください。

## ●リサイクル店などの利用を

不用品でも、利用できるものもあります。リサイクル店(中古品買い取り・販売店)などへの持ち込みもご検討ください。

## ●一般廃棄物収集運搬許可業者(市ホームページ参照)に依頼し処分を

業者ごとに料金が異なりますので、事前に各業者にお問い合わせください。



## 11月～平成23年1月 滞納整理強化期間



⇒納税課 (TEL)775-5135 ・ (FAX)775-9846

市税・国民健康保険税は、納税者の皆さんが決められた期限までに自主的に納めるものです。大多数の人は期限までに納めています。しかし、残念ながらさまざまな理由により、滞納する人がいるのも事実です。

市を含む県内64市町村と県では、本年度から新たに「滞納整理強化期間」(11月1日(月)～平成23年1月31日(月))を設け「ストップ！滞納」を合言葉に、これらの税の徴収対策を進めています。市では、払えるのに払わない悪質な滞納者に対する差し押さえの強化など、滞納の解消に取り組んでいます。

市民の皆さんには、納期内納税にご協力をお願いします。

### ●滞納整理とは：

納税者が市税・国民健康保険税を納期限までに納税せず、督促を受けてもなお完納しない場合は、関係法令に従って厳正・的確な処理を行っています。納期限までに納付しない場合は、まず督促状を発送します。法律に基づき、督促状を出した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえることになっていきます。

ただし、やむをえない事情などを考慮し、収納サポートセンターから電話したり、催告書を郵送したりして、早期の納付のお願いや納税相談を実施しています。

それでも納付や相談がない場合は、法律に基づき財産調査を行い、財産(預貯金、給与、生命保険、不動産など)を差し押さえます。差し押さえた財産は、取り立てや公売で市税などに充当します。こうした一連の手続きを「滞納整理」といいます。

### ●インターネット公売を実施中

市税などの滞納者に厳しく対応するため、搜索を実施し、財産価値のある動産の差し押さえを行っています。差し押さえ動産はインターネット上で公売し市税などに充当します。昨年度は搜索により差し押さえた動産24件をインターネット上で公売し、合計落札額33万6,572

円を市税などに充当しました。本年度も、搜索し差し押さえた動産を11月にインターネット上で公売しました。

### ●滞納整理強化期間中の取り組み

督促状を郵送してもなお納付しない滞納者には、一斉に催告書を郵送し、また納付能力があるにもかかわらず納めない滞納者に対しては、差し押さえ処分をするなど、集中的に滞納整理を行います。

### 【参考】平成22年度上半期

#### 差し押さえ取り立て額

預貯金	15,128,179円
不動産	5,809,300円
国税還付金	2,553,653円
給与	646,900円

### 新春懇談会の開催

秘書室 (TEL)775-3849  
(FAX)775-9861

▼とき 平成23年1月4日(火)午後3時～5時30分(2時30分から受け付け)

▼ところ 文化センター中ホール・ホワイエ

▼内容 市内の各種団体の相互交流

と親ほくを深める懇談会

▼対象 市内に在住の人

▼定員 50人(先着順)

▼参加費 3,000円

▼申し込み 参加費を用意して、12月9日(木)までに秘書室(市役所3階)または各支所・出張所へ

### 第42回シラコバト賞受賞者

自治振興課 (TEL)775-4539  
(FAX)775-9819

11月14日、埼玉会館でシラコバト賞の授与式が行われました。この賞は、日ごろ身近な所で住みよい地域社会の実現のために着実な実践活動を続けている個人と団体に対し、その活動と功績を顕彰するとともに、地域活動を促進するために制定されたものです。市内では、市コミュニティ推進会議から推薦を受けた次の10人が受賞しました(敬称略)。

### ●受賞者

渡辺祥寿(藤波のささら獅子舞保存会)、高澤静一(藤波のささら獅子舞保存会)、山田良平(ボーイスカウト県連盟むさし地区協議会)、加藤圭子(市交通安全母の会連合会)、井上禮子(市手をつなぐ親の会)、山崎勝(上尾西リトルリーグ野球協会)、小池勲(本町一・二丁目内会)、柳あけみ(市母子愛育会)、鴨田良恵(市食生活改善推進員協議会)、早川泰司(富士見一丁目安全安心守る会)